

建築工事設計監理業務における新技術者単価の特例措置に関するお知らせ

国土交通省が「令和8年度設計業務委託等技術者単価」を決定し、新技術者単価への早期対応に関する運用について公表しました。これを受け本市が発注する建築工事設計監理業務においても、技術者の適切な賃金水準が確保されるよう、下記の特例措置を講ずることとしましたので、お知らせします。

記

1. 特例措置の対象

令和8年3月1日以降に当初契約を行った建築工事設計監理業務の委託契約又はその他請負契約のうち、旧技術者単価（令和7年度単価）を適用して予定価格を算定しているもの*

*対象業務における適用単価年度は設計担当課へお問い合わせください。

2. 特例措置の内容

1に定める特例措置の対象となる業務の受注者は、本市に対し、新技術者単価に基づく契約に変更するための契約金額の変更協議を請求することができる。

受注者から協議の請求があった場合、本市は、3に定めるとおり、契約金額を変更し、受注者との変更契約を行うものとする。

3. 手続き方法

契約締結後概ね14日以内に、設計担当課まで、様式1号により変更協議を請求する。

4. 契約金額の変更

変更後の契約金額は、次の方式により算出する。

$$\text{変更後の契約金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする

$P_{\text{新}}$ ：新技術者単価により算定された予定価格

k ：当初契約の落札率

4. その他

行財政局契約監理課において当初契約を行ったものについても同様の措置を行っています。詳しくは下記ホームページをご確認ください。(兵庫県電子入札共同運営システム神戸市HP)

URL：<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/www/kobe/contents/1771316182232/index.html>